

二宮町中小企業等事業継続支援金の 要件変更と申請延長を行います！

特報

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が一定程度減少しつつも、
国の持続化給付金の対象にならない町内の中小企業者等に対し、
支援金を支給し事業の継続を支援します。

支援の金額
1事業所につき(1回のみ)

一律 **20万円**

○要件変更の内容

令和2年3月から12月



令和2年3月から令和3年2月

のいずれか一月の

減少率が5%以上

※注意

すでに令和2年3月から
12月を対象として当該補助
金を受給されている方は

対象外となります。

○申請締切(変更後)

令和3年5月31日(月)まで ※当日消印有効

○対象事業者の要件(全ての要件を満たすこと)

①中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第3項に規定する小規模企業者

②令和2年1月から12月までの間の前年同月と比べて売上減少率が各月とも50%未満で、かつ令和2年3月から令和3年2月までのいずれか一月が5%以上である。ただし、開業後間もない等で、売上高を前年同月と比較することができない場合は別途要件有。

③令和2年3月末日までに町内に事業所が有り、令和2年度以降も継続して町内で事業活動を行う意思がある。

④平成31年3月から令和元年6月までの売上額の合計が20万円となっている。

※創業後間もない場合は、売上高が生じた月から連続した4か月の売上高の合計が20万円以上となっている。

⑤個人事業主の場合、事業収入が事業収入以外の収入(公的年金収入を除く)より多い。

⑥神奈川県が提供している「感染防止対策取組書及」び「LINE コロナお知らせシステム」によって新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいる。

⑦その他、令和2年1月31日までに到来した納期限の町税を完納しているなど。

※各月の売上が前年比で増加している月があったとしても、交付対象となります。

※令和3年1月及び2月が前年比で50%以上の減少率だったとしても、支給対象となります。

○申請方法・問合せ先

申請書類等のすべてを次の送付先へ郵送してください。

送付先: 〒259-0196 住所の記載不要(左記の郵便番号記入で不要となります)

宛 先: 二宮町役場 産業振興課 商工観光班 行

TEL:0463-71-5914(直通)

※提出書類の様式や要件の詳細等は二宮町ホームページ↓からご確認ください。

<http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/important/1597118771174.html>

